

59	福祉保健局	特別な支援を要する子供と家庭への対応強化
事業概要	<p>学校、幼稚園、保育所や子供家庭支援センター、保健所、保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じ、虐待の未然防止から早期発見・対応など必要な支援を行っている。</p>	
これまでの経過	<p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童相談所に虐待対応班を設置 ○ 児童相談センターにおいて通年開所を実施 ● 先駆型子供家庭支援センター事業開始 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 東京ルール運用開始 ○ 児童心理司増員（41人から54人へ） <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談センターに児童福祉相談専門課長を配置 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司増員（平成13年度からの8年間で106人から172人に増員） ● 子供家庭支援センター専門性強化事業開始（虐待対策ワーカー1名増配置。心理専門支援員の配置） <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談センターの児童福祉相談専門課長を2名に増員 ● 児童福祉司認定講習会の規模拡大による、児童福祉司任用資格を有する虐待対策ワーカーの配置を促進 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司増員（172人から183人へ） ● 先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村の支援を開始 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童心理司増員（54人から65人へ） ○ 児童相談所の機能を充実強化するとともに、福祉保健、教育、警察が連携し、子供と家庭を総合的に支援する拠点として子供家庭総合センターを平成25年2月に開設 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ☆：共通 ○：児童相談所における取組 ●：区市町村における取組 </div>	

<p>これ ま で の 経 過</p>	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 児童相談所・子供家庭支援センター等職員向け研修の充実（合同演習の実施等） ○ 児童福祉司を増員（183 人から 196 人へ） ○ 江東児童相談所を平成 25 年 4 月に開設（墨田児童相談所の移転改築） ● 子供家庭支援センター担当者連絡会の開催 ○ 児童心理司を増員（123 人から 141 人へ） ○ 専門課長の増員（4 人から 6 人へ） ○ 一時保護所職員の増員（157 人から 173 人へ） ○ 一時保護所の児童定員を増員（213 人から 237 人へ） ○ 一時保護中の児童に安全・安心な環境で適切なケアを提供できるよう、「東京都一時保護要領」を策定 ○ 児童相談体制強化のための都と区市町村の合同検討会を立ち上げ ● 子供家庭支援センター地域支援力強化事業開始（主任虐待対策ワーカーの配置、要対協調整機関への事務クラークの配置など） <p>令和 2 年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（315 人から 350 人へ） ○ 児童心理司の増員（141 人から 164 人へ） ○ 専門課長の増員（6 人から 7 人へ） ○ 一時保護所職員の増員（173 人から 183 人へ） ○ 練馬区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置 <p>令和 3 年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 東京ルールと共有ガイドラインを改訂（リスクアセスメントシート等の改訂） ○ 児童福祉司の増員（350 人から 386 人へ） ○ 児童心理司の増員（164 人から 187 人へ） ○ 一時保護所職員の増員（183 人から 193 人へ） ○ 一時保護所の児童定員を増員（237 人から 250 人へ） ○ 台東区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置（必要に応じ中央区も活用） ○ 採用活動を担当する専任チームを新たに設置 ● サポートコンシェルジュ事業開始（見守りが必要な家庭の状況を継続的に把握し、適時適切な支援につなぐ「サポートコンシェルジュ」を配置）
<p>現 在 の 進 行 状 況</p>	<p>令和 4 年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の増員（386 人から 422 人へ） ○ 児童心理司の増員（187 人から 208 人へ） ○ 一時保護所職員の増員（193 人から 197 人へ） ○ 実践的な研修を集中的に実施するトレーニングセンターを新たに設置 ○ 渋谷区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置

<p>今後の見通し</p>	<p>子供家庭支援センターなど地域の関係機関との連携を進め、児童虐待の対応力の強化に向け、都と区市町村の合同検討会で施策の検討等を行うなど、引き続き取り組んでいく。</p> <p>児童相談所・子供家庭支援センター向け職員研修を引き続き実施する。</p> <p>管轄人口や地理的条件、交通事情などを考慮した上で、多摩地域の児童相談所の管轄区域について見直しを行う。</p> <p>特別区が設置した児童相談所については、都区の児童相談所の合同会議や一時保護所の相互利用などを行い、子供の安全・安心の確保に向け連携して対応していく。</p>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4127 03-5320-4371</p>